

福生市教育委員会会議録

平成27年第4回定例会

- 1 開催年月日 平成27年4月24日（金）
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時36分
- 4 場 所 第二棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
教育長職務代理者 渡 辺 浩 行
委 員 平 野 裕 子
委 員 徳 永 喜 昭
委 員 加 藤 孝 子
委 員 坂 本 和 良
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教育部長兼生涯学習推進課長 天 野 幸 次
参事兼教育指導課長 石 田 周
教育総務課長 町 田 和 子
教育支援課長 野 崎 昌 利
学校給食課長 村 野 和 彦
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭
公民館長 高 橋 邦 彦
図書館長 柿 田 芳 久
主 幹 長 谷 川 智 也
主 幹 林 宣 之
指 導 主 事 森 保 亮
- 8 傍聴人 1名

午前10時00分 開会

教 育 長 それでは、お忙しい中、御参集をいただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成27年第4回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、徳永喜昭委員、加藤孝子委員の兩名を署名委員として指名をいたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長の報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、天野教育部長より報告をいたします。

教育部長兼生涯学習推進課長

おはようございます。私からは、学校教育を除く所管事項につきまして、そのうち主な事項について御報告させていただきます。資料をごらんいただきたいと思っております。一覧表にしてございますが、市全体にかかわる事項から各課におきます主要な所掌事項につきまして、3月24日の教育委員会定例会以降のものについて、時系列でまとめさせていただきました。

なお、スポーツ推進課、公民館、図書館等で実施をしております講座あるいは教室等につきましては省略をさせていただいております。

それでは、御説明をいたします。まず、市全体にかかわる事項でございますが、3月28日から4月5日まで、ふっさ桜まつりが開催されております。そして、今後のことでございますが、明後日、4月26日には市議会議員の選挙の投票日となっております。

次に教育総務課の所管事項について申し上げます。

3月27日でございますが、3月議会の最終日でございます。そこにおきまして、新教育長、新教育委員の任命同意がされております。

そして、4月1日でございますが、川越教育長、坂本教育委員が就任をされております。

そして、4月9日には東京都の教育施策連絡協議会が都庁で開催されまして、教育委員の皆様にご出席をいただきました。

翌4月10日でございますけれども、東京都市町村教育委員会連合会会計監査が東京自治会館で開催されまして、平野委員にご出席をいただいております。

次の学校給食課でございますが、4月8日に小学校1学期の給食が開始されております。

翌4月9日には二中、三中の1学期ランチルームの昼食提供が開始されております。

そして、4月13日でございますけれども、新1年生に対しまして小学校給食を開始し、一中のランチルームにつきましても提供を開始しております。

そして、生涯学習推進課でございます。3月24日に社会教育委員の会議がございまして、生涯学習推進計画、実施計画について、それから学校支援、地域組織の報告について等を議題としております。

その翌日、3月25日でございますけれども、ふっさっ子の広場機構会議を開催しております。この会議は、広場の全体を統括いたしまして、事業における基本的事項を決定するためにこの会議を設置するものでございますが、ここにおきましては平成26年度の広場の実施状況、それから事業評価、27年度の運営目標等について議題といたしまして審議をいたしました。

そして、3月28日には文化財保護審議会が開催されまして、議題といたしましては、平成27年度の文化財系の事業計画について、そして新規登録予定の文化財についての協議をいたしました。

そして、4月5日には青少年海外派遣の第1次選考を行いました。

そして、4月8日でございますが、青少年育成地区委員長会、これを開催いたしまして、ここにおきましてちょうど任期が変わるということでございます。理事の選任をしております。中学校区ごとに3人の理事をここで選任しております。そのほか平成26年度の活動報告、27年度の事業計画等について審議がされております。

そして、4月15日でございますけれども、学校支援コーディネーターミーティングがございまして、各学校、小・中学校1名ずつ学校支援コーディネーターおりますが、第三中学校のコーディネーターにつきましては、ここで退任をされましたので、新たに1名、第三中学校に新任として委嘱をしております。ミーティングの内容でございますけれども、委嘱状の交付のほか、各学校での状況等についての情報交換を行っております。

そして、4月19日でございますが、青少年海外派遣第2次選考を実施いたしまして、最終的に12名を選考しております。

そして、4月22日、社会教育委員の会議でございますけれども、社会教育委員の任期につきましては2年ごとということでございます。ここで

ちょうど切りかえの時期でございます。2名が退任をされまして、新たに2名を委嘱いたしまして、委嘱状の交付をしております。さらに、正副議長を選出いたしました。前回から継続いたしまして、渡辺邦雄氏が議長、副議長として中村瑞穂氏が決定しております。

そして、次に4月25日からでございますけれども、郷土資料室企画展示、「福生のむかし絵—記憶画でたどる原風景—」を開始いたします。市内在住の窪田成司氏が昭和10年代の福生の風景を描いた約40点の昔絵をここで展示させていただきます。

そして、次のスポーツ推進課でございますが、4月11日、春のウォーキングを予定しておりましたけれども、残念ながら雨天のため中止となっております。申込みは70人ほどございまして、今後は秋にもう一度実施を予定しております。

そして、4月21日でございますが、スポーツ推進委員会を開催しております。これは毎月開催をしている会議でございます。

次の公民館でございますけれども、利用者交流会がございます。利用者交流会につきましては、本館、分館ともに年6回実施しておりますが、4月は4月4日に松林分館、4月11日に本館と白梅分館で実施しております。

そして、4月11日でございます。白梅分館利用者交流会と同時に白梅まつりの実行委員会を開催しております。白梅まつりにつきましては、5月23、24日で実施をする予定でございます。

そして、4月14日、本館まつり実行委員会、これは7月11日に実施いたします本館まつりの実行委員会でございます。

そして、翌4月15日、公民館運営審議会が開催されました。10名の委員に委嘱状を交付いたしましたが、3名の方が再任をされまして、3名の方が新たに委員となりました。そこで互選によりまして、委員長が小野寺萬次氏、副委員長が北島浩子氏に決定しております。

そして、4月17日、市民音楽祭実行委員会、これは6月21日に市民音楽祭が開催されますが、その準備の実行委員会でございます。

さらに、4月18日に公民館のつどい準備会が開催されます。公民館のつどいにつきましては、11月28日に実施を予定しています。

最後、図書館でございますけれども、4月1日でございますが、改修工事で休館をしておりましたわかたけ図書館がリニューアルオープンいたしました。このほかに今自主事業として、おはなし会につきましては随時開

催しておりますが、「大地のふしぎクイズ、ふかいふかい土の世界へようこそ」ということで、4月22日から5月14日まで、全館で実施をいたします。

以上、学校教育を除く所管事務につきましての報告とさせていただきます。

教 育 長 次 に、石田教育部参事より報告をいたします。

参事兼教育指導課長 それでは、私からは学校教育に関する所管事務について、お手元の資料をもとに御報告申し上げます。大きく6点ございます。

1点目は、平成26年度卒業式、平成27年度入学式についてでございます。今回から全ての学校の式で福生市の歌を式次第に明示しまして斉唱いたしました。また、国歌につきましても、これまでは御唱和くださいと申し上げていましたが、今回から御斉唱くださいという形で、都に準じて各校が実施することになっております。いずれの式も清新な雰囲気の中でしたらしい送り出し、あるいは迎えになったというように聞いておまして、御参会いただきました、告辞を言っていただきました委員の皆様には本当にありがとうございました。

続きまして、2点目は、平成27年度福生市立学校新規採用教員及び転任教職員等辞令伝達式でございまして、こちらのほうは4月2日の午後、市民会館に委員の皆様にご参加いただきましてありがとうございました。校長、副校長辞令伝達、新規採用教員及び転任教員辞令伝達、そして4級職昇任及び担当主幹教諭・主任伝達式を円滑にとり行うことができました。

3点目は、平成27年度児童・生徒数についての速報でございます。平成27年4月7日現在の速報でございまして、小中合わせて3,668名で本市の10校が本年度スタートしております。こちらにつきましては、5月の学校基本調査をもって、今年度の児童・生徒数ということで確定でございますので、本日は速報ということでございます。

小学校児童2,441名、中学校生徒1,227名で、昨年度比、小学校が微減、全体では36名減でございます。参考に過去3年間の児童・生徒数の数値をお示ししてございます。

4点目は、平成27年度の全国学力・学習状況調査についての御報告でございまして、今週21日火曜日、全校で実施いたしました。実施学年は、小学校第6学年、中学校第3学年で、実施教科等についてでございますが、国語はA、B、算数A、B、数学A、Bで、今年度理科が入ってございます。例年どおり学習生活状況調査も実施しております。結果の公表は、平

成27年8月下旬を予定しております。

5点目は、福生市若手教員育成研修会1年次、これは初任者の研修会の開講式でございます。平成27年4月16日水曜日、福生市商工会館にて行い、対象者は19名でございます。その内訳でございますが、1年次研修対象者初任者、いわゆる今年度初めての人は9名、小学校7名、中学校2名でございます。同じく1年次研修対象者でございますが、これは昨年度、26年度の期限付きの教員でございまして、そのまま合格して本市に残って初任者研修ということで4名、小学校3名、中学校1名でございます。実際これは昨年度も本市で教員を1年務めた者というように御理解をお願いします。そして、期限付き任用教員、任用時研修対象者、こちらのほうは平成27年度期限付きということでございますが、来年3月31日まで本市で勤務していただく方が6名、小学校4名、中学校2名でございます。こちらのほうは指導主事が中心となって、初任者研修、教員の基礎、基本を1年間かけて指導してまいります。

最後に、6点目、平成27年度福生市小・中学校オーケストラ鑑賞教室実施についての御説明いたします。先週、4月17日金曜日、福生市民会館大ホールで日本ニューフィルハーモニック管弦楽団、これは57名の楽団だということなのですが、こちらのほうでことしも実施をさせていただきました。小学校6年生、中学校は2年生と3年生で任意の学年、そよかぜ教室の児童・生徒13名、小学校保護者27名、中学校保護者11名が希望により参加ということで、計936名が参加して、ことしも本当に盛大に管弦楽を聞く会が行われました。いずれにいたしましても4月以降、学校を円滑にスタートしているというように学校教育のほうは考えております。これから教育委員の皆様が学校に回っていただくような機会が多いと思いますが、どうぞ1年間よろしくお願ひ申し上げます。

以上で学校教育に関する教育長報告とさせていただきます。

教 育 長
平 野 委 員

以上、報告が終わりました。質問がありましたらお願ひをいたします。教育部長のほうの内容の生涯学習推進課、4月8日に青少年育成地区委員長会が開催された。そのときに中学校ごとの理事さんが決定されたという話を今、伺いました。理事さんは今までもいらっしゃったのでしょうか。

教育部長兼生涯学習推進課長

今までも理事は中学校区から3名選出されておりました、その中から会長、副会長を選出しております。そういう組織になって今までも理事はおりました。

平野委員　　そうしますと、地区委員長会は、各地区から選出された委員長がいらして、その中で中学校区よりも3名選出されているということですね。わかりました。

教育長　　よろしいですか。

平野委員　　はい。

教育長　　ほかにございますか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第44号、福生市登録文化財の解除についてを議題といたします。教育部長より内容の説明をお願いいたします。

教育部長兼生涯学習推進課長　　それでは、日程第3、議案第44号、福生市登録文化財の解除につきましての提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第3条の3第2項の規定に基づきまして、福生市登録天然記念物について、福生市登録文化財の解除をするため、本議案を提出するものでございます。その内容でございますが、5ページの議案第44号資料をごらんいただきたいと思っております。これは福生市熊川318番地、内出家利氏より提出されました福生市登録文化財解除申請書の写しでございます。内出家のコブシについて、福生市登録天然記念物の登録を解除したいとして申請がされたものでございます。コブシとは、樹木でございますが、モクレン科の落葉広葉樹でございます。内出家にございますコブシの木につきましては、既に枯れ死しており、それによる倒壊の危険性を危惧され、登録解除の申請が提出されたものでございます。

次の6ページをごらんいただきたいと思っております。現物の写真を添付させていただきましたが、この内出家のコブシは、樹高約17メートル、幹回りは約2メートルで、同種の樹木としては多摩地区でも相当の巨木でございますが、平成4年に市登録天然記念物として登録されましたが、現在は寿命が尽きたものと思われ、申請を受けたものでございます。文化財保護審議会の野村亮氏にも、この枯れ死を確認していただいたところでございます。また、既に3月に改正されました文化財保護審議会におきましても報告をしております。条例上、登録文化財につきましては、所有者の申し出により解除を認めることとなっておりますが、またこれらの現状を鑑みましても留保すべきものではないと思われまして、したがって、内出家のコブシの市登録天然記念物の解除をいたしたいと存じます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。
ございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、報告第18号、福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の人事異動に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、報告第18号、福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の人事異動に係る臨時代理の報告について御説明させていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。平成27年4月1日付の教育委員会事務局職員及び教育機関の人事異動につきまして御報告をさせていただきます。

9ページをお開きください。3月20日の教育委員会臨時会におきまして、課長職については既に御決定をいただいております。また、2月17日の第2回定例会におきまして、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてにより、課長補佐以下の職員の任命、その他進退を行うことにつきましては、教育長が臨時代理により決定させていただくことをあらかじめ御決定をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

なお、組織改正で組織名称等が変更となりました部署の職員も含んでおります。資料にございますとおり、課長補佐以下の職員の人事異動は、昇任を含めまして、指導主事及び課長補佐は8人、係長主査は10人、主任は3人、主事は新規採用を含め7人、技能長1人、技能主任2人、再任用9名が異動し、配置をされております。

以上で教育委員会事務局等の人事異動の報告とさせていただきます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。
よろしいでしょうか。

徳 永 委 員 質疑というよりお願いです。新しい組織とそれぞれのお名前の一覧表の

ようなものをできたらいただきたいと思います。

教育総務課長 大変失礼いたしました。全体の組織の配置につきましては、後日資料としてお渡しさせていただきます。

徳永委員 お願いいたします。

教育長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。報告第18号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議なしと認めます。

よって、報告第18号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第5、報告第19号、福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部改正に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 それでは、報告第19号、福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部改正に係る臨時代理の報告について、福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部改正について御報告いたします。

福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を平成27年3月31日付で福生市教育委員会委員長、平野裕子名で既に交付しておりますので、御報告申し上げます。

教育委員会規則第7号でございますが、大きく3点の改正を臨時に代理し行いました。福生市立学校通学区域等に関する規則の第1条、福生市公立学校を福生市立学校に改めてございます。第3条にただし書きを加えてございまして、学校教育法第81条に規定する特別支援学級を設置する学校に就学するときはこの限りでないという形を加えてございます。さらに、別表第2、本町第2、本町第3、中央を本町、本町中央に改めてございます。

附則といたしましては、平成27年4月1日から施行しております。

以上、報告でございます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

教育長 内容の説明は終わりました。何か御質疑はございますでしょうか。

よろしいですか。

質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第19号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第19号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第6、報告第20号、福生市立学校教職員の人事異動についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 それでは、報告第20号、福生市立学校教職員の人事異動についてでございますが、平成27年4月20日現在の福生市立学校教職員の人事異動について報告させていただくものでございます。

報告第20号の資料をごらんください。平成27年3月20日に開催されました第3回臨時会におきまして、3月20日現在の人事異動について既に御報告をさせていただいておりますが、その後、学級増等があった関係で、4月20日現在計59名の配置をしておりますので、御報告申し上げます。その内訳でございますが、本年度異動によって着任した校長が、市外から1名、副校長は市外から5名、教員は市内から8名、市外から25名異動してございます。また、平成27年度新規採用教員は13名、27年度期限つき教員が7名でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。

平 野 委 員 第三中学校の家庭科の大堀先生が転出されています。転入の先生を見ましたら家庭科の先生というのがいらっしやらないようなのですけれども、そのあたりは学校の教科のほう、うまくいくのでしょうか。

参事兼教育指導課長 今回の件についてでございますが、家庭科の教員が転出し、家庭科を講師で対応するという経営方針でございます。講師の教員を配置してございます。

以上でございます。

教 育 長 平野委員、よろしいでしょうか。

平 野 委 員 わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第20号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第20号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第7、報告第21号、福生市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

主 幹 それでは、私のほうから報告第21号、福生市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領につきまして御説明申し上げます。

こちらは福生市立学校教科用図書採択要綱に基づきまして、福生市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領といたしまして、昨年度の小学校教科用図書採択要領に引き続き定めさせていただいておるところでございます。

内容について御説明をさせていただきます。まず、第1の目的でございますが、こちらは平成28年度に使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために必要な事項を定めるという目的としております。

続きまして、第2の採択の方針でございますが、1点目に記載されているとおり、福生市教育委員会は1つの採択地区でございますので、種目ごとに同一の使用教科用図書を採択するということになります。

2点目の中学校用教科書につきましては、中学校用教科用目録に登載されている教科書のうちから採択するでございますが、こちらに中学校用教科書目録というものがございます。これは昨年度のものでございます。今現在まだこちらに届いておりませんので、届き次第、この目録の中から検定する教科書を採択するということになってございます。

そして、3点目、特別支援学級の教科用図書につきましては、まずこの文部科学省の検定教科書の目録、そして特別支援学校用教科書目録というものがございます。これも昨年度のものでございます。いわゆるこれは星本と言われるものですが、この2つのものから教科書について採択をするとなっておりますが、そちらに記載されておりますように、一般図書については特にすぐれたものがある場合には採択を行うということにしております。

ここで一般図書について少し説明をさせていただきたいと思っております。この一般図書というものでございますが、こちらは学校教育法附則第9条の規定による教科書でございます。学校教育法附則第9条には、「文部科学大臣の定めるところにより、文部科学省検定済み教科書、または文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができる」と規定されております。それは先ほど申しましたように、この検定済みの教科書、そして文部

科学省の著作教科書、いわゆる星本です。それ以外のものを採用することができます。これが一般図書でございます。

ただし、この一般図書は何でもいいのかといいますと、そうではございません。文部科学省のほうから先日4月7日付で使用教科書の採択事務処理についてという通知文が来ております。こちらにその採択に関しましての留意点が記載されております。こちらを御説明させていただきたいと思いますが、義務教育諸小学校における一般図書、いわゆる特別支援学級用の採択に当たりましては、文部科学大臣の検定を経た下の学年用の教科書、発達の段階でございますので、この検定済みの目録の中から下の学年用教科書をまず考慮する。さらに、先ほど御説明いたしました、いわゆる星本、文部科学省著作教科書の採択、こちらも十分に考慮する。この2つを考慮して、なおかつ一般図書が採用したいという場合には、さらに6つの事項に留意をなさいと通知されております。

簡単に御説明させていただきますと、児童・生徒の障害の種類ですとか程度、そして能力、特性に最もふさわしい内容が記載されていることが第1点目でございます。

そして、2点目といたしましては、可能な限り系統的に編集されているものです。すなわち特定の題材ですとか一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書ですとか問題集、こういうものは適切ではないと示されております。

そして、3点目といたしましては、上の学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとなっております。

そして、4点目といたしましては、教科用図書として使用する上で適切な体裁の図書を採択するとなっております。

そして、5点目といたしまして、価格についてはいろいろございますので、前年度の実績等を考慮しながら余り高額なものにならないということでございます。

そして、最後、6点目といたしましては、一般図書につきましては分冊本、いわゆる上下に分かれている分冊本については採択しないとなっております。ただし、いわゆる拡大教科書というものがございます。これは検定済み教科書と同一の内容の文字を拡大したものでございますが、これにつきましては検定済み教科書同様に分冊本を採択ができると、このように6点の留意事項が示されているところでございます。

さらに、東京都教育委員会では、このような特別支援教育教科書調査研

究資料というものを毎年編集しております。こちらの中には都立学校については、この調査研究資料に掲載されている図書の中から必ず選定しなければならないとなっております。区市町村立学校については、この調査研究資料を参考にして指導、助言を行って、適切な教科書が採択されるようになっておりますが、本市におきましては、これに基づきまして、この中から採択をするように、一般図書につきましても指導をしているところでございます。これにつきましましては、26年度から28年度に使用することになっておりますので、毎年発行するものではございません。ですので、昨年度発行したものをまた今年度この中から採択するということになってございます。一般図書の説明については以上でございます。

もう一度この採択要領のほうに戻らせていただきますが、第3といたしまして、組織及び任務について示させていただいております。任務事項等を明確に(3)として示しておりますが、まず選定協議委員の任期につきましましては、平成27年、本年度の8月31日までとなっております。調査委員につきましましては、任期が委嘱の日から来年、平成28年3月31日までとなっております。この理由といたしましては、教科書を採択した後、その教科書についての指導計画並びに評価基準を各調査委員会で作成するためのものがございます。

そして、第4におきましては、調査研究の内容、方法について記載されております。こちらは東京都教科用図書選定審議会の答申等を踏まえまして、学習指導要領の目標及び内容に照らし、より適切な教科書を選定するために3つの観点を示させていただいております。1つ目は内容、2つ目は構成上の工夫、3つ目は特徴を示してございます。資料には教科用図書選定協議会報告書、そして教科用図書調査委員会の調査研究資料の様式を添付させていただいております。それぞれ作成に当たりましては、各教科書を客観的に分析、検討いたしまして、それらの違い、よいところが簡潔、明瞭にわかるように記述してまいります。

なお、26ページをごらんいただけますでしょうか。こちらには組織構成図を示させていただいております。採択までの事務手続の流れがわかるように記載させていただいているところでございます。

以上でございますが、改めまして本市の中学生の学力向上に適した教科書採択に向けまして、事務局として公平、公正な立場で適正な採択事務に努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

御報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。
よろしいですか。

坂 本 委 員 質問ではなくてお願いなのですけれども、今後教育基本計画がつくられていくわけですし、また、ふっさっ子未来会議で本市の教育の方向性をせっかく話し合ったのですから、教科書採択のときにも新しい福生を目指すという教育に合った教科書をできるだけ採択できるような資料づくりから選定ですね、そういったものをぜひ事務局のほうで進めていただければと思います。

以上、お願いです。

主 幹 承知しました。

教 育 長 よろしくお願いいいたします。

ほかにございますか。

よろしいですか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第21号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第21号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第8、報告第22号、福生市立中学校教科用図書選定協議会委員の決定についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いします。

主 幹 それでは、報告第22号、福生市立中学校教科用図書選定協議会委員の決定について御報告申し上げます。

議案書をごらんください。こちらは福生市立学校教科用図書採択要綱並びに先ほど御説明、御報告をさせていただきました採択要領に基づきまして7名の委員を選出いたしました。

なお、学識経験者につきましては、昨年度の福生市立小学校教科用図書選定協議会委員には幼稚園長を選出しているところでございます。その際の委員の皆様の御意見といたしまして、小中連携という視点で中学校の採択時は小学校関係者を委員として考慮していただきたいという御意見がございましたので、その御意見を踏まえて選出しております。つきましては、原案のとおり御承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いいいたします。

以上でございます。

教 育 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。
平 野 委 員 ただいま前回の教育委員の教育委員会の内容を経て小学校長を入れていただいたということです。委員会の意向を重視していただきまして、ありがたく思っております。本当に小中連携したい教科書を選んでいただけるのではないかなと期待いたしておりますので、お願いいたします。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにございますか。
ないようでしたら質疑を終わります。
お諮りいたします。報告第22号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって、報告第22号は報告のとおり承認することといたします。
次に、日程第9、報告第23号、平成27年度学校行事・指導事業・研究等予定についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いします。

指 導 主 事 それでは、日程第9、報告第23号、平成27年度学校行事・指導事業・研究等予定について御報告いたします。

議案書をお開きください。こちら平成27年度学校行事一覧でございます。20番の道徳授業公開講座をごらんください。昨年度は平日開催の学校がございますが、保護者や地域の参加のもと、学校、家庭、地域社会の連携による道徳教育の推進を図るという目的にのっとり、本年度は全校において保護者が参加しやすい土曜日に設定しております。また、教務主任会等で同一中学校区で行事が重ならないよう、昨年度教育審議会で調整を図ってまいりました。

次に、平成27年度指導事業予定表でございます。本予定表は、教育課程編成の際に使用することから、仮のものを前年度から各学校に示しておりますが、このたび事業の実施日時を確定いたしましたので、お示しさせていただきます。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
平 野 委 員 研究事業発表会のところなのですが、第一小学校の11月6日に安全教育推進校発表会が入っています。この発表会は教育委員も参加する研究発表会でしょうか。その日の予定では協議会が入っていたように思うのですが。

参事兼教育指導課長 失礼いたします。こちらのほうは東京都教育庁のほうの安全教育を担当している指導企画課との連携の中で、校長が調整をして、この日になったということでございます。協議会等がございます関係で、なかなか委員の皆様のお参会は難しいかなと思うのですが、都との関係の中でこの日であるということと、今回生活安全を取り上げるということで、地域安全マップづくり等の成果を発表する関係でございます、そうなりますと、青少年・治安対策本部と福生警察との連携強化ということで、その方たちとの日程等が合ったのだということ聞いておまして、大変申しわけないのですが、こちらのほうで成果の発表ということでさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

平野委員 また、発表兼内容等見せていただきまして、教育委員がぜひ参加したいということになれば、協議会のほうの変更ということも可能なのでしょうか。

教育総務課長 日程等につきましては、また調整をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

平野委員 お願いいたします。

教育長 また、時間等について詳しくわかりましたところで調整をさせていただくということでよろしいでしょうか。

ほかにごございますか。

坂本委員 36ページのところに遠足とか校外学習とありますけれども、これはまだ全部が埋まっているというわけではないということでしょうか。

指導主事 各学校教育課程で編成されていて行事として届け出たものは、全てこちらに埋まってございます。各学校によって行事の回数等の差はございますが、全て標準時数を確保しつつ各学校が行事を選定して実施をしているところでございます。

以上でございます。

坂本委員 福生二小の低学年の校外学習が入っていません。福生二中についても校外学習は一つも入っていないので、まだ日にちが決まっていなかったかなと思ったので、その確認をさせていただきました。教育課程の届けのときにも日程決まっていなかったら欄外に控えておくという方法もあったわけですから、そういう方法とっているのかなと思いましたがね。

教育長 承知しました。その点についていかがですか。これで間違いはないということでしょうか。教育課程上の届け出は。

指導主事 これで間違いなく行事は全て入っているというふうに認識をしております

す。万が一各学校の報告で漏れがあるというような可能性もなくはないかなと思いますけれども、全てここに記載するよにということの届け出で出しておりますので。

以上でございます。

教 育 長 教育課程上の欄外の届け出はなかったですか。日にちが決定していないということ。

指 導 主 事 それでは、改めて確認をさせていただきます。

教 育 長 承知しました。改めて今坂本委員から御指摘ございましたところについては確認をさせていただいて、また報告を申し上げるということによろしいでしょうか。そのようにお願いをいたします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第23号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第23号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第10、報告第24号、福生市立小・中学校平成26年度卒業式及び平成27年度入学式の実施状況についてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いいたします。

指 導 主 事 それでは、日程第10、報告第24号、福生市立小・中学校平成26年度卒業式及び平成27年度入学式の実施状況について報告いたします。

議案書をお開きください。平成26年度卒業式及び平成27年度の入学式の実施に当たり、平成26年12月18日付で国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針を教育長名で各学校に通知いたしました。その実施指針に基づき、平成26年度卒業式及び平成27年度入学式が適正に実施されましたことをこちらの資料にて報告させていただきます。

なお、教育長報告でも報告がございましたが、今回の卒業式及び入学式につきましては、平成26年12月24日付の通知、入学式、卒業式における福生市の歌に関する指導にのっとり、全校で式次第に福生市の歌の斉唱を入れて実施されましたこともあわせて報告させていただきます。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。

平野委員 今回の卒業式、入学式から全校で福生市の歌を入れていただいて本当に良かったと思っております。学校によりましては3番の歌詞まで歌ったところがありましたが、大体は1番で終わっていました。今後も1番だけでしょうか。それとも3番まで歌うように指導していただけるのでしょうか。

指導主事 各学校の式の中の次第にのっとり、校長の判断ですと3番まで斉唱する学校と1番で斉唱を終わってしまう学校がありますが、必要に応じて各学校の判断のもと3番まで歌う、もしくは1番で終わらせるというようなことを今後もしていきたいと思えます。また、教育委員さんのほうで3番までぜひというようなことがございましたら、こちらのほうも学校に指導してまいりたいと思っております。

教育長 石田参事から補足がありますか。

参事兼教育指導課長 補足させていただきます。今指導主事が報告したとおりでございますが、実態は今回初めて入れるということで、例えば卒業式については、3番まで歌うと時間がないのではないかなどという声が出たり、あるいは3番までぜひ歌ったほうが良いという声があったり、校長先生方さまざまございました。まだ入学式は1年生の方が多いで歌えないのではないのかという小学校がありまして、その場合は6年生が式に参列したりするなど、教育上の工夫をすることで、かえって入学式に広がりが出たなどということもございました。いずれにいたしましても、今回を総括いたしまして、歌は3番までであるものでございますので、その辺も踏まえて指導していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

平野委員 ありがとうございます。時間的な制限というのは、私もそれは感じておりました。でも、福生市の歌は、やっぱり1番、2番、3番の歌詞があって、福生全体をたたえていることを理解していただける、あっ、これが福生なのだなどみんなが感じる場所が多いものですから、希望とすれば3番までというのが、私の個人的な意見です。よろしく願いいたします。

教育長 そういう意見も踏まえて、各学校の全体的な総合的な時間の配分等があるかどうかと思えますので、そのような形で校長の判断で進めていくということになるかどうかと思えますが、よろしく願いいたします。

教育長 ほかに御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。報告第24号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第24号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第11、協議事項4、福生市教育振興基本計画「修正後期」(案)の市民意見についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 協議事項4、福生市教育振興基本計画「修正後期」(案)の市民意見につきまして御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市教育振興基本計画「修正後期」(案)の市民意見について御協議するものでございます。本日御配付いたしました資料をごらんいただきたいと存じます。計画案への市民意見の応募を4月7日火曜日から20日月曜日までの14日間実施いたしまして、市民の方2名から7項目の御意見をいただきました。その御意見に対する考え方につきまして御協議をお願い申し上げます。きょう御配付いたしました資料に基づきまして御説明いたします。

まず、1の1となっているところでございますが、意見の内容でございますが、関連する計画等とあわせて体系化し、それぞれの位置づけ(上下関係・包含関係)を明確化してください。さもなければ真の実行計画の所在、その責任主体が明確にならず、PDCAサイクルが回らなくなってしまう。また、以下例えばというようなところで御意見をいただいております。この例えば以降の内容でございますが、福生市子ども・子育て支援事業計画についての内容でございますが、この計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画で、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育等の分野にわたるため、教育に関する内容を記載しているものでございます。先ほど御配付させていただきました施策の方法3、次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備とあります。これがその部分でございます。こちらの計画で実施している事業や取組は、教育振興基本計画に掲載されているものと同じものでございますが、この子ども・子育て支援事業計画では担当課を明記しておりますため、御意見のような捉え方はされないと思われま。このため意見に対する考え方といたしましては、「教育基本法に基づく福生市教育振興基本計画は、計画案の1ページに位置づけがござい、その計画案の2ページに位置づけのとおり教

育に関する上位計画となります。」と記載いたしました。

また、続きまして、1の2になりますが、こちらは放課後子ども総合プランに基づく学童クラブ事業との連携においては、適切な評価指標を選定し推進してください。また、以降につきましては、先ほどと同様の福生市子ども・子育て支援事業計画について記載をされております。意見に対する考え方でございますが、「教育振興基本計画、教育委員会が所管するところにおきましては、今後さまざまな連携の方法を検討していき、具体的な連携が明らかになった際には、適切な評価指標としていきます。」としております。また、評価指標につきましては、教育推進プラン、教育委員会の実施計画の中で明記をしていきたいと考えております。

続きまして、1の3になりまして、こちら計画書は24ページになります。キャリア教育の定義を教育事業の内容にふさわしいものに修正してください。キャリアを生かして現在や将来を見据えるとの記載が見られるが、この定義は生涯教育としてのキャリア教育を踏まえたものとなっていると考えられる。この語が登場する文脈では、主に市内における学校教育を対象としている考え方なので、それにふさわしい定義の記載に変更するか、せめて追記する必要があると考えるという御意見でございまして、こちらで改めまして内容等確認いたしますと、修正することが適当であると判断いたしました。右側に記載の平成23年5月の小学校及び中学校のキャリア教育の手引により、定義では一人一人の社会的職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育として定義しているため、この定義に修正します。このような考え方としたいと思っております。

続きまして、2の1でございまして。御意見は、教育は多岐にわたることを理解していますが、基本計画が今のふっさっ子をどのように導いていくのか、ビジョンが見えません。英語教育に力を入れていくように見えますが、他地域との違いを明記していただきたいということでございます。これに対しまして考え方は、「計画案の周知から12ページに記載をいたします教育目標と教育方針にあるように教育を推進していきます。英語教育では、今後英語教育に関する実施計画を策定して充実を図っていきますが、この中で他地域との違いを明記していきます。」といたしました。

次に、2の2でございまして、こちらに、計画書の26ページになりますが、地域に根づいたコミュニティスクールの設置は賛成です。ただし、地域会館や町会の会館、公民館、そして学校の改修などを契機にして教育し

ていくなどの具体的な方向性も示してほしいです。このような御意見に対しまして考え方は、「コミュニティスクールの設置に向け取り組んでいきますが、各施設の改修計画については多方面からの検討を行い、今後具体化していきます。」このような考え方としております。

次に、2の3、こちらは38ページになります。計画書の38ページになりますが、福生子ども・子育て支援事業計画案とほぼ同じ内容で、学童クラブ事業とふっさっ子広場事業の連携が書かれています。ばらばらの施策ではなく、お互いの規制をとって福生独自の放課後事業をつくり上げていただきたい。そのための市民の意見を聞くこともしていただきたい。このような御意見に対しまして、「全ての児童が放課後、安全、安心して過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう部内的な連携について検討していきます。また、市民意見についても伺ってまいります。」このような考え方としております。

最後になりますが、2の4になりますが、意見の確保は苦勞しています。はっきり言えば私自身この計画書を十分に理解できていません。市民に意見を求めるなら、読みやすく、わかりやすい文章の工夫をしていただくことを最後をお願いいたします。この御意見に対しまして、「読みやすく、わかりやすい文章に努めています。今後の計画等作成の際には、わかりやすい文章、さらにわかりやすい文章に努めていきます。」このような考え方といたしました。市民の方からの御意見とその意見に対する考え方の案は以上でございます。また、この考え方につきましては、御決定いただきましたら、御意見の概要とその考え方を福生市の広報に掲載をいたしまして、考え方をお知らせしてまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平 野 委 員 ちょっと時間をとっていただけますか。

教 育 長 承知しました。

では、とりあえず時間をとらせていただきますので、暫時休憩をいたします。

休 憩
再 開

教 育 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福生市教育振興基本計画〔修正後期〕ということで説明をいたしておりますが、市民の意見に対しましての担当課の考え方について、御質問ござ

いますか。よろしいでしょうか。

コメントとして市民の方々から意見をいただいておりますので、またこの後の協議の中でも、今後、総合教育会議もございまして、その中でもちよっとまた触れていただくことはできるかなという気はしておりますが、

坂本委員 御意見をいただいているわけですが、基本的に基本計画について反対という御意見ではないようですし、表現だとか、またそういったものはもっと現実的に市民にわかるようにしている御提案のようですから、これについては事務局のほうで適切に対応していただきたいというふうに思います。

教育長 ありがとうございます。ただいま坂本委員のほうから事務局のほうで少し修正等加えてというようなことがございましたら、事務局のほうにお任せいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。協議事項4、原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

よって、協議事項4は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第12、その他報告事項でございます。

まず、平成27年第1回福生市議会定例会の報告について、教育部長よりお願いをいたします。

教育部長兼生涯学習推進課長 それでは、平成27年第1回福生市議会定例会の結果につきまして報告をさせていただきます。

その他報告1の資料をごらんください。第1回定例会の会期につきましては、3月5日から3月27日までの25日間で行われました。まず、3月議会の初日におきまして、市長の施政方針演説に続き、教育委員長から教育委員会の基本的な考え方についての発言がございました。議会定例会の案件でございますが、議案の主なものをここに記載をさせていただきましたが、教育委員会新制度への移行に伴う条例改正や人事案件の任命同意がございました。

一番上に記載してございます福生市教育委員会の委員の定数を定める条例につきましては、教育委員の数を1名ふやして5名とするものの新規条例でございます。

次の福生市学校給食センター運営審議会条例及び福生市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、組織改正に伴いまして、教育委員会事務局を教育委員会事務局教育部に名称変更することに伴い、文言の改正をするものでございます。

予算の関係では、平成26年度補正予算第5号、第6号、平成27年度一般会計予算の審議がございました。このうち補正予算の6号では、国の平成26年度補正予算において創設されました地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活用いたしまして、全部で9事業を実施しようとするものでございまして、教育委員会の関係では、通学路における児童の見守り事業として、児童が通学路において交通事故、犯罪等の被害を受けないよう見守り体制を強化するため、シルバー人材センターへの委託料、約900万円を計上しております。それを平成27年度に繰り越して執行するため、全額を繰越明許費とするものでございます。

平成27年度一般会計予算でございますが、ここには記載がございませんけれども、総額で227億5,000万円、前年度と比較いたしまして6億6,000万円の増で、率で3.0%の増でございます。このうち教育費につきましては27億1,304万4,000円で、一般会計全体に占める割合は11.9%でございます。また、前年度との比較では1億2,986万3,000円、率で5%の増でございます。これは平成27年度には小学校及び中学校の体育館非構造部材落下防止対策事業、それから第三中学校の便所改良事業、そして小・中学校給食用設備整備事業などの大規模な事業がございます関係から、教育費全体で賄うとなっております。この一般会計予算、補正予算につきましては全て可決がされております。

そして、最終日でございますが、新教育長と新教育委員の任命についての議案が市長から提出されまして、いずれも議会の同意を得て決定をしております。

次に、一般質問でございますが、14名の議員から質問があり、そのうち教育委員会に関する質問は10名の議員からございました。以下、質問要旨、答弁要旨につきましては、議員別に記載をしておりますので、お目通しをいただければと存じます。

以上、平成27年第1回福生市議会定例会の報告とさせていただきます。

教 育 長

では、続きまして、社会教育委員の会議研究報告についてをお願いいたします。

教育部長兼生涯学習推進課長

続きまして、社会教育委員の会議研究報告書につきまして御説明をさせ

ていただきます。

その他報告の資料をお願いいたします。社会教育委員の会議におきましては、今までも年度ごと、あるいは任期が2年ということから2年ごとに社会教育、生涯学習に関しまして、テーマを設定して調査研究を行ってまいりました。お手元でございますこの研究報告につきましては、平成25年度、平成26年度の研究でございます、学校支援地域組織事業をテーマといたしました。そして、この内容は、現状の課題、対策等の研究を行ったものでございます。それを報告書としてまとめさせていただきます。

なお、2月13日に開催いたしました社会教育委員研究報告会におきまして、教育委員の皆様にもパワーポイントを用いて社会教育委員から報告をさせていただきますが、その内容を報告書としてまとめたものでございます。

内容につきまして簡単に御説明をさせていただきますと、まず目次をごらんいただきますと、大きく学校支援地域組織事業の現状、学校支援地域組織事業の課題と対策の2つに章立てをしてまとめてございます。学校支援地域組織事業につきましては、平成20年度、国が学校支援地域本部の組織づくりを進めておりましたが、福生市におきましてはその足がかりとなる組織として、常に学校や地域において活動されていた学校支援の活動と連携いたしまして、学校、家庭、地域が一体となって学校を支援し、子どもを育てる体制づくりを進めるため、福生市版の学校支援地域組織事業を開始いたしました。

2ページになりますが、こちらのほうに学校支援地域組織事業の現状を記載してございます。ここで今までの経緯につきまして記載してございます。平成23年4月に学校支援コーディネーターが第四小学校に配置されたことを皮切りに、24年度中には小・中学校全校への配置となり、実施要綱作成の上、25年4月から本格的な活動が始まりました。各学校のコーディネーターは、学校長の依頼に基づきまして学校及び地域の特色を生かしてさまざまな支援活動を行って、年々着実に児童・生徒への支援の幅を広げていると評価しております。

そして、4ページでございますけれども、2として学校支援地域組織事業の課題、対策ということで、幾つか章立て、項目立てをいたしまして、その中でさまざまな分析、あるいは提言等がこちらでされております。

そして、ページといたしましては最後の9ページに社会教育委員として

の課題、対策というところがございます。ここで社会教育委員としてのかかわり方について、(2)のところで述べておりますけれども、社会教育としては定期的にコーディネーターとの連絡会議を設定し、ボランティアの紹介の場、課題解決の提案等の場として活用を図ること。それから、行動する社会教育委員として学校行事への積極的参加とともに、地域の団体への広報等により学校に対する理解と地域の方々のより多くの参加が得られるように努めること、社会教育委員の所属する団体での協力要請、それからコーディネーターへのきめ細かなバックアップに努めることなどを社会教育委員の役割であると最後にしております。

それ以下につきましては、平成26年6月に策定いたしました学校支援地域組織ハンドブック等を資料として掲載しておりますので、お目通しをいただければと思います。

以上でございます。

教 育 長 次に、3番、平成27年度図書館特別整理日の実施についてお願いをいたします。

図 書 館 長 それでは、その他報告3、平成27年度図書館特別整理日の実施について御説明いたします。

まず、休館期間でございますが、中央図書館は平成27年9月29日火曜日から10月4日日曜日の6日間。なお、2階学習室及び郷土資料室につきましては、通常どおり開館を予定しております。

次に、わかぎり図書館、わかたけ図書館、武蔵野台図書館におきましては、平成27年10月6日火曜日から10月8日木曜日の3日間、どちらも作業でございますが、所蔵しております蔵書の点検作業、開架資料の書庫移動、書架の整理、書架移動、資料整理、廃棄処理などを予定しているところでございます。休館に当たりましては、広報、ホームページ、館内のポスター、チラシなどによりましてPRしてまいりたいと考えております。

簡単でございますが、以上で図書館整理日の実施についての報告とさせていただきます。

教 育 長 それでは、3点報告をいたしました。何か御質疑等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他報告事項を終わります。

参事兼教育指導課長 それでは、1点、追加をお願いしたいと思います。

林統括指導主事のほうから福生市立学校における英語教育の推進について

て報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

主 幹 それでは、福生市立学校における英語教育の推進について御説明をさせていただきます。

お手元にごございます資料をごらんください。まず、左上のボックスの背景のほうをごらんください。我が国のグローバル化、それに伴う英語教育の重点化に伴いまして、本市におきましてもふっさっ子未来会議の未来提言2におきまして、グローバル化の進展の中で活躍できる力を育てるということが挙げられております。右上の平成26年度の取組をごらんください。それに伴いまして平成26年度にはタブレットを活用した英語教育の推進、そしてJETプログラムによるALTが小学校で指導するふっさっ子夢のかけはし事業、そして小学校外国語活動年間指導計画平成27年度版の策定などを行ってまいりました。こういったグローバル化の進展の中で活躍できる力を育てるという中でも、とりわけその英語力をどのように育てていくのかということが重要になってまいります。

上の真ん中のボックスになります。既に教育長の発言等の中でもございましたものを教育部のほうで整理をさせていただきました。3点ございます。1点目は、4技能のバランスのとれた運用力。4技能と申しますのは、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことでございます。そして、積極的に人と交流できるコミュニケーション能力。3番目が、日本や福生のよさについて、自分の言葉で伝えられる発信力。こういった福生市が目指す英語力を育成するに当たりまして、そのグランドデザインとなるものが必要であるというふうに考えております。そこで福生市英語教育推進計画、これは今後5年間の本市における英語教育の総合計画でございます。これを策定いたします。この計画によりまして福生の子どもに自信と誇りを持たせ、グローバル化する社会においても積極的に人とコミュニケーションが図れる資質、能力を育成する英語教育を展開することができると考えております。この福生市英語教育推進計画の根底をなす推進事業といたしまして、プログレス5という5つの事業を今年度より推進してまいります。

まず、一番下のボックスになります。下のボックスの左側からプログレス1、市内全小・中学校の英語教育の充実、英語教育担当統括指導主事が全小・中学校を訪問いたしまして、英語事業の指導、助言をいたします。そこで課題を明らかにし、またそれに対する解決法につきまして、教育部のほうで指導ガイドを作成する計画でございます。

そして、2つ目のボックスになります。プログレス2といたしまして、

JETプログラムを活用したALTのベーススクール方式、ベーススクール方式と申しますのは、決まった学校に常駐するという方式でございますが、こちらについて検討をしております。

3つ目です。日本英語検定協会との連携ということで、公費によりまして、小学校6年生に英検5級、中学校3年生に英検3級を全児童・生徒に受験させるという制度、英検福生モデルの導入について検討をしております。また、同協会から提供いたしますデジタル教材の活用等も計画に入れております。

4つ目です。小学校外国語活動年間計画の改定、昨年度、小学校5年生、6年生を対象といたしました年間指導計画を作成いたしました。本年度はさらに1年生から4年生までの指導計画の作成を考えております。新学習指導要領で英語、小学校外国語活動の英語の教科化が進められるということの先行実施できないかということを考えております。

そして、5つ目は、学校環境の英語化ということで、教室表示を英語併記したり国際理解コーナーというものを学校に新設したりとか、そういった日常から英語に接するような場面をつくってまいりたいと思います。さらに、1月30日に予定されています福生市立学校教育活動発表会において、児童・生徒の発表によって、その活動の成果を発表したいと考えております。

以上、報告を終わります。

教 育 長 その他報告事項の追加案件で英語教育の推進について報告をいたしました。

何かございますか。

平 野 委 員 このような次に実践できる計画をつくっていただき、本当にありがたいなと思っております。先ほどの市民の方のパブリックコメントにも戻りたいのですが、福生では英語教育を進めていくのだということ、その市民の方はどこかでお聞きになったか、また英語教育に関心の高い方ではないかと思うのです。改めて私もこの推進計画を見ましたが、これでは新しくどんなことをするのかというのが、見えてこない。せっかく新しく福生市立学校の外国語活動年間計画、また今回の福生市英語教育推進計画を作るのですから、このような市民の意見もこの最新計画の中にも盛り込んで、そのことを市民の方にお知らせできればと思いました。

ちよつと話はそれますが、最近の小・中学校の様子を見てください

と、私、小学校の卒業式に参列しましたときに、PTAの会長さんのお話の中に英語の文章が出てまいりました。それから、学校だよりを見ますと、三中の入学式でも生徒さんが英語で歓迎のスピーチをしております。それから、ヤングアメリカンズのプログラムを福生で開催されたりと、英語の関心熱が高まりつつあるところかなというふうに思っておりますし、また市民の方も英語教育についてはすごく期待されてるところがありますので、今後PRしていくというのも一つの方法であるし、また私たち英語教育を進めていく者としても、やはりPRした以上は責任を持って推進していかなければいけない、そういう思いが強くなるのではないかと思いました。また、そのようなところも推進計画、また年度ごとの教育振興基本計画実施計画の中に細かにきつと載ることと思いますから。

その新実施計画は、これから作成されるものなのですか。

教 育 長 実施計画はございます。この後、振興基本計画が決定されれば、当然付随して出てきます。

平 野 委 員 ただ、そのようなものも市民の方に、関心のある方に見ていただくということで回答の中には入るのかなと、思いました。ありがとうございます。ぜひお願いします。

教 育 長 また、このことについては、今計画に盛り込んだらという御意見ございましたけれども、また総合教育会議等でまた恐らく意見交換がされたり、予算の調整等がちょっと必要になってまいりますので、計画に書き込む云々については、この後の協議ということになるかと思いますが、とりあえずこういう方針でもって臨んでいきますという、担当のほうからこの後のスケジュール等の確認ということでございます。

何かほかにもございますか。

徳 永 委 員 すばらしい計画ありがとうございます。こういうものを拝見するたびにいつも感じることを1つだけ申し添えておきたいのですけれども、必ずしも英米の人と話をすることのための英語力を身につけるということではないのだろうと。特に福生のように五十数カ国の外国にルーツを持つ子どもたちや家庭が既にあるという状況の中でのグローバル化と、ここでいうとやっぱり積極的に人と交流できるコミュニケーション能力というふうなことはとっても大事かなというふうに思っています。それで、例えばある子どもが、僕、何々人嫌いみたいなことを平気で言うような場面に出くわしたことがあるのですけれども、言葉より前にグローバル

な、何というのかな、そういう形でのきちんとした、本当に国際人としてお互いの人間性を尊重したような考え方が、まず基本にあるべきだろうということを、申し添えておきたいと思います。

教 育 長 そういう意見がございましたが、ここに書いておりますように背景のところで、自国の文化理解を前提に国際的な視野に立ち、といったところですね、言葉だけではない、そういう心情的ということもあろうかと、そういう御指摘だろうというふうに思いますが、よろしく願いをいたします。

ほかにございますか。

坂 本 委 員 今の徳永委員の御指摘のとおりだと思うのですね。福生が目指す英語教育ということなのか、それともグローバル化に対応した人材の育成なのか。その視点がちょっとここだと見えにくいのです。ただ、単なる英語の運用力に特化しているみたいにはしか見えないので、そうすると、日本や福生のよさについて、どれだけ子どもたちに教える場面があるのか。この中のどれに合うのか。5つある政策のどれがこの日本や福生のよさについて伝えられるような、子どもを育てるための施策なのかがわからないというのもありまして。コミュニケーション能力というのも別に英語でなくてもいいわけですね。

外国語活動というのは、そもそもコミュニケーションの基礎を育成するために行うわけですから、英語をしゃべれるようにするというだけではもともとなかったと思いますし、そういう意味では今英語について非常に特化してわかりやすくなっていると思うのですけれども、こういうものももう少し上の段階での発想が計画の中に欲しいと思いますね。世界で通用するというのはどういうことかということと、それから英語以外にも身につけてほしいものがあると思いますので、英語は一つのやっぱりツールだと思しますので、基本的にはツールを使いこなす力がベースにあれば、それが使いこなせる。そういう意味でもう少し視野を広くしたような形の推進計画ができるといいと思いますね。

教 育 長 ありがとうございます。

参事兼教育指導課長 ありがとうございました。今御指導、御示唆いただいたことを踏まえて推進していきたいと思っております。具体的には今の2人の委員のお話の中で、例えばオリンピック教育、パラリンピック教育の指定校で私ども7校いただいておりますので、そこをひとつこの窓口にして、これにつなげるとか、あるいは東京都から日本の伝統文化を発信する能力、態

度を育てる指定校、これも3校いただいております。ですから、そちらのほうもやはり自分の国のよさ、福生のよさ、あるいは人とかかわるよさ等をそういった研究校とこの英語教育推進計画等をリンクさせていく。さらに、福生第六小学校が人権尊重教育の指定校をこの地域で1校だけ受けております。そういった人権教育とか国際理解教育、オリンピック、パラリンピック教育等とこれらの計画をうまくリンク、関連づけられるように教育指導課として調整していきたいと思っていますので、今後ともどうぞ御指導のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長 先ほど平野委員からありましたように、学校のほうも積極的にこういう英語教育の推進を図る動きも見えておりますので、改めてこの推進計画については、それぞれの委員の御指摘、御指導を受けて、また随時更新をしまっているということでございます。

ほかによろしゅうございましょうか。

それでは、委員の皆様からはございませんか、その他報告ということでございますが、よろしいですか。

ないようですので、その他報告事項を終わりにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして平成27年第4回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時36分 閉会